

船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 2名</p> <p>(2) 保健・医療又は福祉の専門家 10名</p> <p>(3) 被保険者の代表者 2名</p> <p>ア 第一号被保険者の代表者 1名</p> <p>イ 第二号被保険者の代表者 1名</p> <p>(4) 要介護等被保険者の家族の代表者 3名</p> <p>3 委員の任期は、三年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>附 則 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年5月9日から施行する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 2名</p> <p>(2) 保健・医療又は福祉の専門家 11名</p> <p>(3) 被保険者の代表者 2名</p> <p>ア 第一号被保険者の代表者 1名</p> <p>イ 第二号被保険者の代表者 1名</p> <p>(4) 要介護等被保険者の家族の代表者 3名</p> <p>3 委員の任期は、三年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>附 則 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。</p> <p>(新設)</p>